

岐阜県公報

第 二 百 三 号

令和 三年 五月 二十 一日

(金曜日)

目 次

告 示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	三〇七
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	三〇七
○指定医療機関の廃止の届出	(同)	三〇八
○指定訪問看護事業者等の所在地の変更届出	(同)	三〇八
○医療機関の指定辞退	(同)	三〇八
○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	三〇九
○指定介護機関の廃止の届出	(同)	三〇九
○指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	三〇九
○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	三一〇
○指定施術機関の所在地の変更の届出	(同)	三一〇
○道路の区域変更	(道路維持課)	三一一
○道路の供用開始	(同)	三一二
○土地改良区の定款の変更認可	(岐阜農林事務所)	三二三

告 示

岐阜県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田 中 齒 科 医 院	可児市桜ヶ丘六―六	令和 二・一・一
竹 内 医 院	関市下之保二八二五	令和 三・一・一
やまだ眼科クリニック	海津市南濃町太田七五〇	令和 三・三・一

岐阜県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者 等の名称	訪問看護事業者等 の主たる事務所の 所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
-----------------	-----------------------------	----------------	-----------------	-----------------------

ソフィアメディ 株式会社	東京都品川区西五 反田一―三―八	ソフィア訪問看護 ステーション 大垣	大垣市末森町六― 七〇 西棟	令和 三・三・一
-----------------	---------------------	--------------------------	-------------------	-------------

岐阜県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田 中 歯 科	可児市桜ヶ丘六―七	平成二九・七・三一
なかむら歯科	養老郡養老町大跡字田中二四六	令和三・一・二二
日の出薬局	山県市高富一五二七―三	令和三・二・五

岐阜県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者 等の名称	訪問看護事業者等 の主たる事務所の 所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変 更 年 月 日
-----------------	-----------------------------	----------------	-----------------	-----------------------

新	愛知県名古屋市中区栄一丁目一八番九号	羽島郡岐南町上印食八丁目二三番地―一	令和 三・三・一
旧	愛知県一宮市小信中島字東鶴平六三番地	p11G1ey1No0p6 p61cassho	

株式会社ビジョナリー	旧	愛知県一宮市小信中島字東鶴平六三番地	
------------	---	--------------------	--

岐阜県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したの

で、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 在 地 指定 辞 退 年 月 日
スげん デンタル オフィス 本巣郡北方町高屋紙木原道西一三三三 令和 三・ 四・ 一

岐阜県告示第二百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類

有限会社 あいケアー 恵那市大井町字丸池二七四―五四九 認知症対応型共同生活介護

同 同 同 介護予防認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所等の所在地 指定 年 月 日

グループホーム 恵那苑 恵那市大井町字丸池二七四―五四九 令和 三・ 三・ 一

同 同 同

岐阜県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類

居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所等の所在地 廃 止 年 月 日

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会	恵那市大井町七二七	居宅介護支援	恵那市社協ケアプラン上矢作	恵那市上矢作町下七二一	平成二八・六・三〇
同	同	同	恵那市社協ケアプラン明智	恵那市明智町一〇九〇	同
同	同	訪問介護	恵那市社協ヘルパースデー ション山岡	恵那市山岡町上手向一二二八―一	平成二八・三・三一
同	同	介護予防訪問介護	同	同	同
同	同	訪問介護	恵那市社協ヘルパースデー ション明智	恵那市明智町一〇九〇	同
同	同	介護予防訪問介護	同	同	同

岐阜県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会	恵那市大井町七二七	居宅介護支援	恵那市社協ケアプラン	恵那市岩村町一六五〇	平成二八・七・一
同	同	同	恵那市社協ケアプラン	恵那市岩村町一六五〇	同
同	同	訪問介護	恵那市社協ヘルパースデー	恵那市岩村町一六五〇	同
同	同	介護予防訪問介護	同	同	同
同	同	訪問介護	恵那市社協ヘルパースデー	恵那市岩村町一六五〇	同
同	同	介護予防訪問介護	同	同	同

同	訪問型サービス（みなし）	同	同
旧	京都府京都市中京区御幸町通御池下る大文字三三八番地ボナート一階	新	京都府京都市中区一之船入町五三七〇FIS御池ビル九階
寛一商店株式会社	居宅療養管理指導	店	なぎさ薬局大垣市民病院前 大垣市南瀬町四八五一二
令和二・七・一五			
同	介護予防 居宅療養 管理指導	同	同
社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会	恵那市大井町七二七一	旧	恵那市社協ケアプラン すずらん
同	同	新	恵那市明智
同	訪問介護	旧	恵那市社協ヘルパース テーションすずらん
同	訪問介護	新	恵那市社協ヘルパース テーション明智
同	介護予防 訪問介護	同	同

岐阜県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

氏名	田中敦	田中接骨院	郡上市白鳥町白鳥九九一	令和二・九・三
指定期間	令和二・九・三			

岐阜県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施術者の住所 年 月 日 更

中 川 万 植 中 川 接 骨 院 新 揖斐郡揖斐川町清水九四七― 旧 揖斐郡揖斐川町島二九一― 令和 三年 五月 二十 一 日

岐阜県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年五月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
一般道	路線番号	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考	後	前	後	前		
百五十八号	同 市 同 町 同 字 同 六二七番二地先まで	高山市丹生川町小野字大石六二七番一地先から			九・三〇・六	三・一〇		九・三〇・〇	三・一〇				

岐阜県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年五月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道	路線番号	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考	後	前	後	前		
湯屋温泉線	同 市 同 町 同 字 同 カラ谷二二六七番一地先まで				一四・四	一七・三		一四・四	一七・三				

岐阜県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年五月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示		。土地改良区の定款の変更認可 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。 令和三年五月二十一日 岐阜県知事 古 田 肇															
		<table><tr><td>土 地 改 良 区 名</td><td>岐 阜 市 市 橋 鏡 島 土 地 改 良 区</td></tr><tr><td>認 可 年 月 日</td><td>令 和 三 ・ 五 ・ 一 〇</td></tr></table>	土 地 改 良 区 名	岐 阜 市 市 橋 鏡 島 土 地 改 良 区	認 可 年 月 日	令 和 三 ・ 五 ・ 一 〇	<table><tr><td>県 道 類 の 道 路 種 別</td><td>洞 美 戸 濃 線</td></tr><tr><td>路 線 名</td><td>関 市 洞 戸 大 野 字 牧 目 二 六 二 番 九 地 先 从 八 地 先 从 まで</td></tr><tr><td>区 間</td><td>同 市 同 字 同 一 二 六 一</td></tr><tr><td>延 長 (メー ル)</td><td>七 六 六</td></tr><tr><td>供 用 開 始 の 期 日</td><td>令 和 三 ・ 五 ・ 三 一</td></tr><tr><td>備 考 (決 定 区 域 又 は 考 察 日 告 告 示 年 月 日 候 否 候 否)</td><td>令 和 二 ・ 一 〇 ・ 二 〇</td></tr></table>	県 道 類 の 道 路 種 別	洞 美 戸 濃 線	路 線 名	関 市 洞 戸 大 野 字 牧 目 二 六 二 番 九 地 先 从 八 地 先 从 まで	区 間	同 市 同 字 同 一 二 六 一	延 長 (メー ル)	七 六 六	供 用 開 始 の 期 日	令 和 三 ・ 五 ・ 三 一
土 地 改 良 区 名	岐 阜 市 市 橋 鏡 島 土 地 改 良 区																
認 可 年 月 日	令 和 三 ・ 五 ・ 一 〇																
県 道 類 の 道 路 種 別	洞 美 戸 濃 線																
路 線 名	関 市 洞 戸 大 野 字 牧 目 二 六 二 番 九 地 先 从 八 地 先 从 まで																
区 間	同 市 同 字 同 一 二 六 一																
延 長 (メー ル)	七 六 六																
供 用 開 始 の 期 日	令 和 三 ・ 五 ・ 三 一																
備 考 (決 定 区 域 又 は 考 察 日 告 告 示 年 月 日 候 否 候 否)	令 和 二 ・ 一 〇 ・ 二 〇																

令和三年五月二十一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜県文芸社